

# 佐伯市木造住宅耐震化促進事業(診断)

## 事業の概要

- ・ この事業は、地震に対する市民の安全性を図り、大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、木造住宅の耐震診断を行った住宅の所有者に対して、耐震診断費用の一部を補助する事業です。

## 耐震診断とは

- ・ 住宅の地震に対する安全性を専門家が調べて、耐震性を評価することです。今回の事業では、一般財団法人日本建築防災協会の定める「精密診断法」(一部「一般診断法」によるものを含む。)による診断となります。

## 対象となる建物

- ・ 1～6のすべてに該当する住宅が対象です。
  - 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。)
  - 2 所在が佐伯市内である住宅
  - 3 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
  - 4 地上階数が2以下の住宅
  - 5 大分県木造住宅診断士が現地調査を行ったうえで耐震診断をする住宅
  - 6 平成31年1月31日(木)までに完了の報告ができる住宅

## 自己負担額

- ・ 耐震診断が適正に行われているかの審査に要する費用(木造住宅耐震診断書類審査手数料)として、5,500円を負担していただきます。また、振り込みによる場合は、別途振込手数料が必要です。ただし、これらの費用以外の費用は、負担する必要はありません。
- ・ 診断に要する経費として、診断を受ける住宅の規模や図面の有無により、7万5,000円から11万円までの費用が必要です。この費用は、診断を実施した大分県木造住宅診断士に市から直接支払うこととなります。このため、費用の受領について、大分県木造住宅耐震診断士に委任をしていただく必要があります。

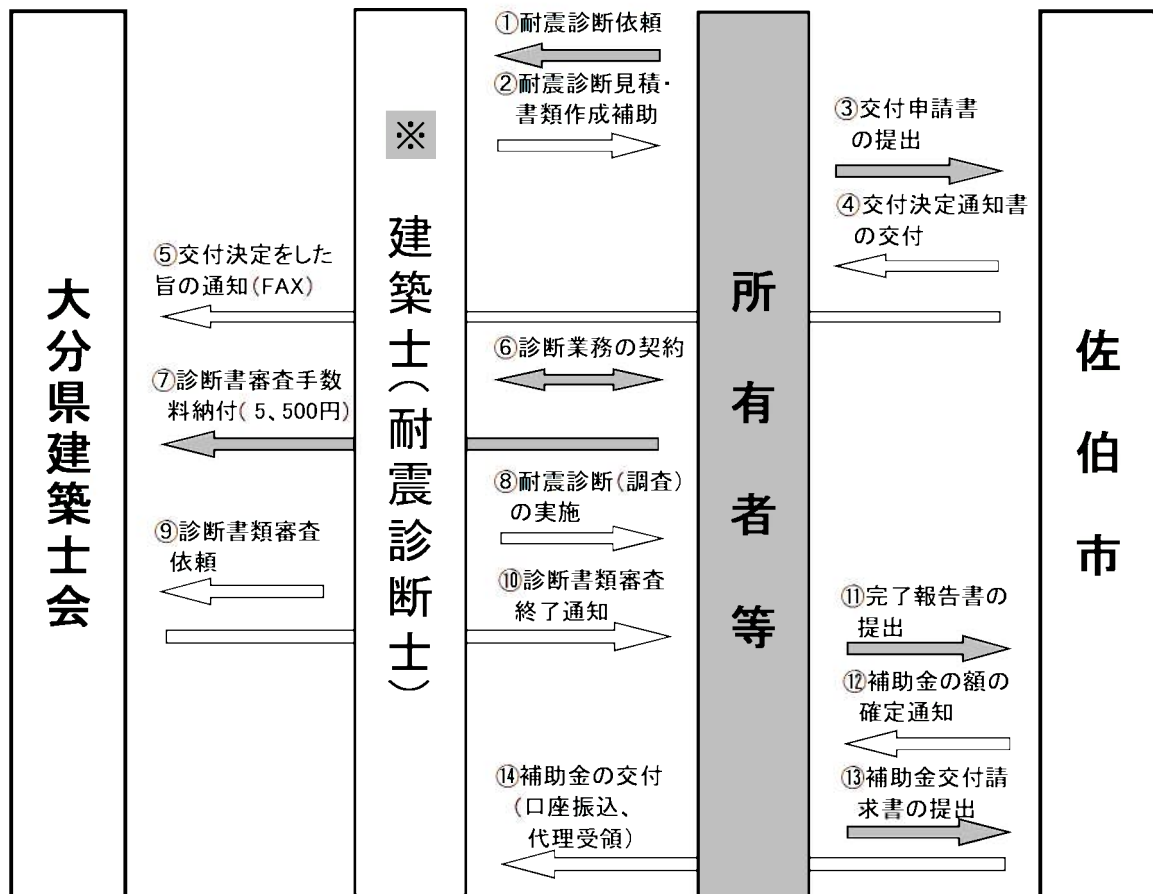
## 申請の受付

- ・ 受付期間 平成30年5月15日(火)から平成30年11月30日(金)まで
- ・ 受付予定件数 15件  
申請件数が受付予定件数に達した場合又は予算額を超えた場合は、受付を締め切ります。

## 注意事項

- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた耐震診断に対して助成を行うものではありません。助成を受けには、事前に申し込み等の手続きが必要ですので、ご注意ください。
- ・ 耐震診断の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 大分県木造住宅耐震診断士とは、知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。大分県木造住宅耐震診断士には登録証を発行していますので、調査の際には必ず登録された業者であるかご確認ください。

# 耐震診断補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかにご連絡ください。

必要書類		様式
③ 交付申請	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(診断)	様式第1号
	2 耐震診断を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し(確認通知書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書又は家屋課税台帳など)	
	3 耐震診断を受けようとする住宅の付近見取図	
	4 耐震診断を受けようとする住宅の概略平面図	
	5 耐震診断を受けようとする住宅の建物全体が分かる写真	
	6 暴力団等でない旨の誓約書	
	7 その他、市長が必要と認める書類	
⑧ 完了報告	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業完了報告書(診断)	様式第9号
	2 木造住宅耐震診断書類審査終了通知書の写し	
	3 耐震診断表の写し	
	4 耐震診断に要した費用の領収書の写し	
	5 耐震診断を実施した住宅の内部写真	
5 その他、市長が必要と認める書類		

※「おおいに住まい守り隊」の登録者である建築士に依頼することをお勧めします。  
 「おおいに住まい守り隊」の登録者は、市に提出する書類作成の講習を受講しており、「良心的な耐震補強業務の遂行にあたること。」を宣誓しています。